

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.151 2019/1/4

### 1 特色 J A S マーク改正告示

平成30年12月28日付で「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」が改正告示された（農林水産省告示第2815号）。

この改正によって、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類に用いられているこれまでの特定 J A S マークは新たなデザイン（特色 J A S マーク）に変更される。経過措置期間は平成34（2022）年3月31日まで。改正の概要は次のとおり。

J A S マークは、しょうゆや木材などに表示され、広く知られているいわゆる丸 J A S マークと、「地鶏肉」や「熟成ハム」など、高付加価値やこだわりのある規格（特色のある規格）に対するマークに大きく分けられ、後者のマークは4種類ありました。

平成30年度施行された改正 J A S 法で、特色のある規格を制定できる対象が拡大したことを踏まえ、有機 J A S を除く3つのマークを新たなデザインで統一しました。

新たな、特色 J A S マークは、国内外において、「信頼の日本品質」を一目でイメージできるよう、日本を象徴する「富士山」と、日の丸を連想させる「太陽」を組み合わせて、シンプルにデザインしたものを採用しました。

規格の内容を端的に示す標語を J A S マークと併せて任意で表示することができます。（「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」の「3 格付の表示の方法、b」）

その際には、可能な限り、J A S ごとに統一した用語とすることが望ましいと考えています。

そのため、今後は、事業者団体等による統一した用語の設定と、多くの認証事業者による J A S マークへの標語の付与を促進していきます。

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/new\\_jaslogo.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/new_jaslogo.html)

【平成30年12月28日官報】

<https://kanpou.npb.go.jp/20181228/20181228h07419/20181228h074190008f.html>

【飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法】

[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/new\\_jaslogo-4.pdf](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/new_jaslogo-4.pdf)